

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年1月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700232号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700188号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和19年10月1日、喪失年月日を昭和20年9月1日に訂正し、昭和19年10月から昭和20年8月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和19年10月1日から昭和20年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和3年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和19年10月1日から昭和21年2月まで

② 昭和21年9月から昭和22年10月まで

請求期間①について、私は、A社に勤務していたが、年金記録では、昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているものの、喪失年月日が不明という理由から、年金記録の設定基準により、現在、喪失年月日は昭和19年7月1日とされている。しかし、私は、昭和18年3月に国民学校を卒業し、同年4月に同社に正社員として入社した後、同社B工場、C工場及び疎開先のD工場で終戦後まで継続して勤務していた。

請求期間②について、私は、家族と一緒に疎開先からE市の自宅に戻った後は、再びA社に入社し結婚により退職するまでは、同社B工場及びC工場勤務していた。

請求期間①及び②について、勤務していたことは確かなので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、昭和18年4月にA社に正社員として入社した旨陳述しているところ、日本年金機構が保管する厚生年金保険被保険者台帳索引票(以下「被保険者台帳索引票」という。)から、請求者は、厚生年金保険制度

が発足し、被保険者台帳記号番号の払出しが開始された昭和 19 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

上述の資格取得後における請求者の厚生年金保険被保険者記録について、日本年金機構 F 事務センターは、A 社に係る戦時下の厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）は、戦災により全て焼失し、現在、保管している被保険者名簿は、昭和 21 年頃在籍していた被保険者を対象に復元したものと思われ、請求者に係る標準報酬月額や被保険者資格の喪失年月日は不明である旨回答しているところ、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元を成し得ない状況の中で、請求者にこれによる不利益を負担させるのは相当ではないと言うべきである。

また、請求者は、A 社に入社してから終戦後に退職するまで、同社 B 工場、C 工場及び疎開先の D 工場で継続して勤務していた旨陳述しているところ、請求者の工場を異動した経緯についての説明は具体的であり、当時の状況について記載された資料とも符合することから、請求者の主張には信ぴょう性がある上、戦時中、疎開先の D 工場へ異動し、終戦後も勤務していた旨陳述している同僚の工場を異動した経緯及び勤務状況等についての記憶と請求者の記憶が符合しており、当該同僚は、オンライン記録によると、戦中戦後にかけて同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、請求者についても、厚生年金保険被保険者として、終戦頃まで同社に係る各工場勤務していたことが推認できる。

さらに、A 社関連社史によると、昭和 19 年施行の厚生年金保険法に基づき、全従業員を対象として同制度に加入し、保険料は法規どおり労使折半負担とした旨記載されている。

以上を踏まえて本訂正請求を見るに、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者記録は、事業主が届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、請求期間①のうち請求者の同社における年金額に反映する厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を女性に対する厚生年金保険料の徴収が開始された昭和 19 年 10 月 1 日とし、喪失年月日については、上述した請求者の被保険者台帳索引票の記号番号前後における複数の同僚の同社に係るオンライン記録での喪失年月日が昭和 20 年 9 月 1 日とされていることから、請求者についても昭和 20 年 9 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

また、請求期間①のうち、昭和 19 年 10 月から昭和 20 年 8 月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定により、1 万円とすることが妥当である。

一方、請求期間①のうち、昭和 20 年 9 月 1 日から昭和 21 年 2 月までの期間及び請求期間②について、請求者は、終戦後、1 か月以上は A 社 D 工場勤務し、その後、他事業所での勤務を経て、昭和 21 年 9 月頃、家族と一緒に疎開先から E 市の自宅に戻り、再び A 社に入社し、同社 B 工場及び C 工場勤務した旨陳述しているものの、i) 当該期間に係る勤務状況等についての具体的な記憶はないこと、ii) 複数の同僚に照会を行ったものの、請求者を記憶している者はいない

こと、iii) 同社に係る人事記録等を引き継いでいるG社は、請求者が在籍していたことを示す資料は残っていない旨回答していること、iv) H健康保険組合は、保管期限経過により、請求者に係る加入記録は不明である旨回答していることから、当該期間に請求者が勤務していたことを推認することはできない。

また、請求期間②について、オンライン記録から、請求者が再入社したとする昭和 21 年 9 月にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の者は、同社に係る被保険者名簿においても加入記録が確認できるため、上述した戦災により全て焼失したとされる被保険者名簿は、この頃既に復元されていたものと考えられるところ、当該被保険者名簿に請求者の加入記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①のうち、昭和 20 年 9 月 1 日から昭和 21 年 2 月までの期間及び請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①のうち、昭和 20 年 9 月 1 日から昭和 21 年 2 月までの期間及び請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700171号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700187号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年1月1日から平成28年10月中旬まで

私は、A社に平成24年1月1日から平成28年10月中旬まで勤務していたが、平成24年3月23日に厚生年金被保険者の資格を喪失しているため、同日以降の厚生年金保険の記録がない。請求期間のうち、平成24年3月23日から平成28年10月中旬まで同社に、継続勤務し、銀行振込で給与の支払いを受けていたことは確かなので、調査して、当該期間を年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成24年1月1日から同年3月23日までについて、オンライン記録によると、A社は、平成24年1月1日から平成25年2月20日まで厚生年金保険の適用事業所であった(全喪原因は事業実態がないことによる認定全喪)ことが確認できるところ、請求者は、平成24年3月23日まで同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

2 請求者は、請求期間のうち、平成28年7月1日から同年9月30日までを勤務対象期間とした給与支払明細書3枚(平成28年7月分、8月分、9月分)を提出しているところ、当該明細書において、請求者がA社から給与の支払いを受け、控除対象月は不明であるが厚生年金保険料3か月分が当時の法定保険料率を用いて控除されていることが確認できる。

しかしながら、上述のとおり、A社は、平成25年2月20日に事業実態がないことにより厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主、代表取締役役員、元代表取締役役員、取締役役員(以下、「事業主等」という。)と連絡が取れず、請求者に係る同社における勤務実態、給与の支給状況、厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、日本年金機構は、本訂正請求を受け、平成 29 年 12 月に、再度、事業所の所在地に臨場して確認を実施したが、認定全喪したときと同様に事業実態がないため、厚生年金保険の適用事業所が存在していないと思料する旨の回答をしている。

3 請求期間のうち、給与支払明細書が提出されていない期間について、上述のとおり、A社及び事業主等からは情報を得ることができない上、請求者は、給与が振り込まれていたとする金融機関の預金取引明細等について自身で準備する旨陳述していたものの、提出には至っておらず、その他給与明細書等の提出もないため、請求者の同社における勤務実態、給与の支給状況、厚生年金保険料の控除に関する確認ができない。

4 請求者が、A社に勤務していたとする請求期間に係る住民票及び戸籍の附票から確認できる住民税の課税庁であるB市、C市及びD市に照会したものの、同社における請求者の給与所得額及び社会保険料控除額は確認できず、給与の支払い等により勤務実態は確認できない。

また、請求期間に係る請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失届は、日本年金機構に保管されており、当該届出書によると、オンライン記録と同様、平成 24 年 3 月 23 日に被保険者資格を喪失する届出がなされているほか、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書においても、請求者の同社における離職年月日は、厚生年金保険の被保険者資格と一致している。

このほか、請求者の請求期間のうち、平成 24 年 3 月 23 日から平成 28 年 10 月中旬までの期間における勤務実態、給与の支給状況、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、平成 24 年 3 月 23 日から平成 28 年 10 月中旬までの期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700266号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700189号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所におけるB共済組合員資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月1日から昭和54年12月1日まで

私は、昭和46年1月から昭和53年3月末までC事業所で勤務し、その後は、空白なくA事業所に勤務したにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の記録がない。請求期間にA事業所に勤務したことは間違いないので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所は、請求期間当時、B共済組合加入団体であったところ、B共済組合は、請求者の請求期間について組合員資格は確認できない旨回答しており、同組合提出の請求者の当該事業所に係る組合員資格再取得届によれば、昭和54年12月1日に資格取得していることが確認できる。

また、B共済組合加入団体であったA事業所は、社会保険事務所(当時)に対しては、厚生年金保険に係る届出はなく、健康保険のみの届出がなされていたところ、請求者の政府管掌健康保険被保険者原票から、当該事業所に係る政府管掌健康保険被保険者資格は、上述のB共済組合の組合員資格取得日と同日である昭和54年12月1日に取得していることが確認できる。

さらに、A事業所に係る雇用保険被保険者記録の取得日も、昭和54年12月1日とされている上、請求者は、当該事業所に係る資料を保管しておらず、当該事業所及び同僚への照会を希望していないため、請求者の勤務状況及び掛金控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及びB共済組合員の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間においてB共済組合員であったと認めることはできない。